

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第一号

平成二十五年
一月九日

水曜日

目次

教育委員会

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………一

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年一月九日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「埋蔵文化財の」を「埋蔵文化財及び史跡の」に改める。

第十九条第三項及び第四項中「埋蔵文化財」を「埋蔵文化財及び史跡」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年一月十日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番